

尼崎市重層的支援推進会議設置要綱

(設置)

第1条 尼崎市重層的支援推進事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、尼崎市重層的支援推進事業(以下「事業」という。)を推進するため、尼崎市重層的支援推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内及び多機関連携に関すること
- (2) 事業推進に必要となる施策、体制等の検討に関すること
- (3) 重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び検証等に関すること
- (4) 人材育成に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項に関すること

(会議構成)

第3条 推進会議は、次の会議により構成する。

- (1) 代表者会議
- (2) 連携会議
 - ア 重層的支援施策間連携会議
 - イ 包括的相談支援事業連携会議
 - ウ 地域づくり連携会議

(役職)

第4条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長別表第1から第3に指定された者とする。
- 3 座長は会議を招集し、会議の進行及び代表として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第1に掲げる者で構成する。

- 2 代表者会議は、各関係機関の連携における課題の解決に向けた協議や庁内調整、解決策の施策化等の事業推進に関する全般について協議する。

(重層的支援施策間連携会議)

第6条 重層的支援施策間連携会議は、「あまがさきし地域福祉計画」に内包された重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び検証等を協議する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議に内包する会議体として位置付ける。

(包括的相談支援事業連携会議)

第7条 包括的相談支援事業連携会議は、別表第2に掲げる者で構成する。

- 2 包括的相談支援事業連携会議は、実施要綱第4条及び第5条を円滑かつ効果的に実施するための情報共有及び連携方策等を協議する。

(地域づくり連携会議)

第8条 地域づくり連携会議は、別表第3に掲げる者で構成する。

2 地域づくり連携会議は、実施要綱第5条及び第6条を円滑かつ効果的に実施するための情報共有及び連携方策等を協議する。

(検討チームの設置)

第9条 座長は、必要に応じて、推進会議に検討チームを置くことができる。

2 検討チームの組織及び所掌事項等については座長が別に定める。

(代理出席)

第10条 構成員は、やむを得ない事情により推進会議に出席できないときは、当該構成員の属する組織の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、推進会議において構成員とみなすものとする。

(意見の聴取等)

第11条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を推進会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 重層的支援施策間連携会議を除き、推進会議の庶務は、福祉局福祉部重層的支援推進担当がつかさどる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

(重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱の廃止)

2 重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱は、廃止する。

(生活困窮者自立支援制度庁内連携会議設置要綱の廃止)

3 生活困窮者自立支援制度庁内連携会議設置要綱は、廃止する。

付 則

1 この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

別表第2

<p>構成員</p>	<p>危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長 総合政策局協働部協働推進課長 総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課長 総合政策局小田地域振興センター小田地域課長 総合政策局武庫地域振興センター武庫地域課長 資産統括局税務管理部納税課長 総務局市民サービス部窓口サービス推進担当課長 福祉局福祉部長 福祉局福祉部重層的支援推進担当課長 福祉局福祉部包括支援担当課長 福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課長 福祉局南部保健福祉センター南部保護第1担当課長 福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課長 福祉局南部保健福祉センター南部障害者支援課長 保健局南部保健福祉センター南部地域保健課長 保健局保健部疾病対策課長 保健局保健部生活衛生課長 保健局保健部国保年金課長 こども青少年局こども福祉課長 こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課長 こども青少年局子どもの育ち支援センター南部こども家庭支援担当課長 経済環境局経済部しごと支援課長 都市整備局住宅部住宅管理担当課長 <u>公営企業局経営部サービス推進課長</u> 教育委員会事務局教育総合センターこども教育支援課長</p>	<p>座長 副座長</p>
------------	---	-------------------

別表第3

<p>構成員</p>	<p>総合政策局協働部協働推進課長 総合政策局協働部生涯、学習！推進課長 総合政策局大庄地域振興センター大庄地域課長 総合政策局立花地域振興センター立花地域課長 福祉局福祉部長 福祉局福祉部重層的支援推進担当課長 福祉局福祉部高齢介護課長 福祉局福祉部包括支援担当課長 福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉政策担当課長 福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課長 福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課長 こども青少年局こども福祉課長 こども青少年局こども青少年部こども青少年課長 教育委員会事務局社会教育部社会教育課長</p>	<p>座長 副座長</p>
------------	--	-------------------